

平成17年度第4回集落営農・

担い手支援担当者研修会の開催

開催日時：平成17年11月22日10時

場所：パルセいいざか

員数：県内各JA担当者及び関係機関担当者（200名）

最初に当中央会の永石技術常任参与による「品目横断的経営所得安定対策の概要について」と題して、「経営所得安定対策等大綱」を現場に合わせながら、今後の取組みに対する、ポイントを具体例により解説しました。



講義1では森税理士による「集落営農の運営と会計事務」と題して、

国の大綱を受けての最新の情報が講義されました。現在、集落営農に対しての当面の取組みとして、任意組織を任意組合（構成員課税）として適用させるための、手順とメリットについて説明された。しかし、5年後には法人化の必要性があることから、要件が整っているならば、法人化が良いことをしめされました。

特に任意組合の場合の注意点として任意組合が人格のない社団と判断された場合は法人課税がされることから、注意が必要になります。

「任意組織としての集落営農の問

題点」

- ・ 特定農業団体は全てが人格のない社団ではないかとの判断例もある。
- ・ オペレーター中心の運営、随意の出役は農業者（農地権利者）の共同事業（任意組合）としての性格が弱まる。
- ・ 構成員外から農作業を受託した場合など、人格の無い社団として課税された例もある。

これらのことから、集落営農組織（特定農業団体等）を任意組合（構成員課税）とするためには以下の対応策が考えられます。

対応策1

集落営農組織が任意組合に基づいた規約の整備と損益分配とする

- 1) 規約を任意組合を想定した内容とする。構成員資格を集落営農の地区内の農業者に限定し、加入脱退では構成員の持分等の承継の義務付け等加入脱退の事実上の制限がある・総会の決議は組合員総数の過半（総会の出席者の過半ではなく）とする。
- 2) 損益分配は構成員において適正に申告されること等が必要です。

規約の整備だけでなく、共同事業としての運営の実態として、共同出役が望ましい。機械の大型化により、オペレーターに集中化し全く参加しない委託者が出てくると駄目である。共同出役が難しい場合には以下の対応策2、3が考えられます。

JAグループ福島県域営農センター・福島県水田農業産地づくり対策等推進会議

（福島市飯坂町平野字三枚長1-1 024-554-3072 Fax 024-554-6022）

<http://www.ja-fc.or.jp/tyuou/onchu/index.html>

対応策 2 :

集落営農組織を LLP (有限責任事業組合) として設立する。

LLP と任意組合との共通点は・構成員の契約による共同事業体であり構成員課税であるが、相違点は責任が出資額の範囲まで(有限責任)であることと組合契約の登記が必要になることです。しかし、LLP であったとしても共同事業性が確保されない場合には人格のない社団と判断される可能性もあります。しかも品目横断対策要件として5年以内に法人化し、LLP は解散することになるため、登録免許税・諸費用をかけたの登記をしてまで LLP を設立することが得策かどうかの判断が必要となります。これらを総合して判断すると、LLP を採用するのは得策ではないと思われます。

対応策 3 :

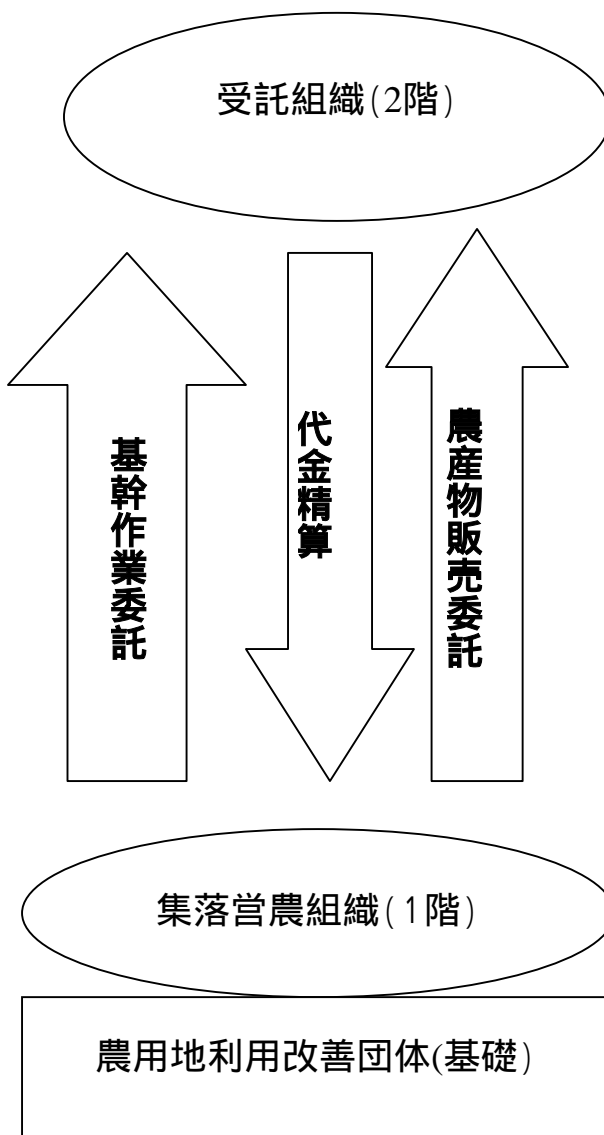
集落営農組織とは別に任意組合の受託組織を設立する :

1 階部分として集落営農組織として位置付け : 農地権利者全員で組織(入り作者も含めたほうが良い)・共同事業として行うため水管理畦畔管理作業を農地面積に応じて分担(義務)・基幹作業は受託組織に委託(外注)・収益は農地面積に応じた配分(権利)とします。

2 階部分を受託組織として : 受託者のみで組織・出役作業時間に応じて賃金相当額を仮払い・収益は出役作業時間に応じた分配・受託販売代金や産地作り

交付金等から作業受託料金を控除して集落営農組織に精算・必要に応じて「特定農業団体」にする、2 段階に分けた組織体制とします。

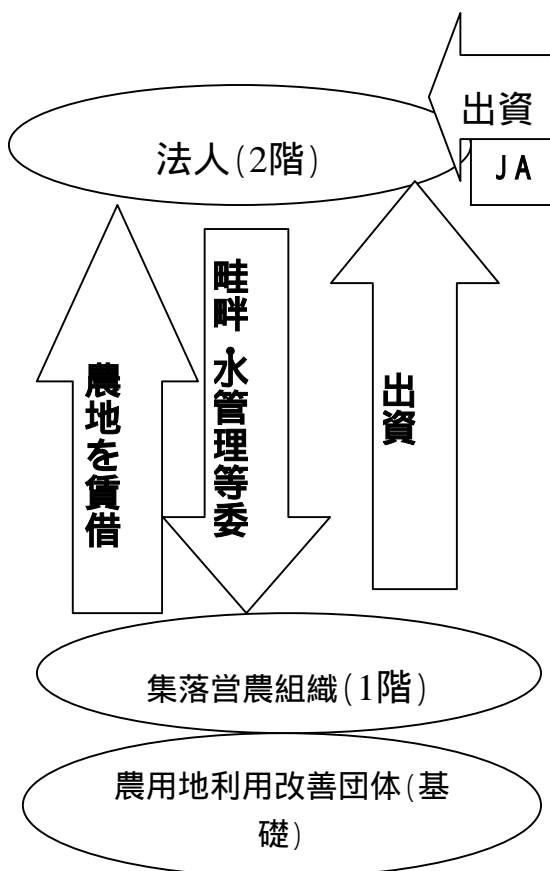
- ・ 受託者組織が「品目横断的経営安定対策」の対象者になれます。



受託組織を法人化へ

1階部分の集落営農組織を共同事業から発見してから発展して利用調整組織とします(農用地利用改善団体を基礎部分として組織)。集落営農組織は農用地利用改善団体の構成員によって共同事業を営む契約関係になります(両組織の構成員は同じになります)。2階部分の受託組織を母体とした法人化(株式会社等)をします。法人には受託組織の構成員が役員や従業員として参加します。場合によってはJAの出資も含め、集落の構成員による持株会社という方法もあります。

法人化の目安は組織の構成員の売上が1千万円を超える(課税事業者に該当する)頃が良いでしょう。法人組織から集落営農組織が水管理畦畔管理を受託します。



任意組合・LLPの経理について

- **一元経理**の必要性: 組合を1事業体として経理する(代表者名義で売渡しと通帳管理)・賃金は一旦費用として経理
- **損益分配**の具体的方法が必要: 損益の分配割合により所得(利益または損失)を構成員に配分(所得税)、課税売上・課税仕入れを分配(消費税)、損益分配割合は組合契約によりま

その他:

任意組合の利益を内部留保する場合は損益分配計算書により構成員に通知することでよく、必ずしも現金で分配する必要はありません。仕訳としては任意組合側では資本金(又は長期預り金) 構成員側では出資金(又は積立金)とすることでよい。

圃場毎の収益差を利益の配分に反映させる場合には、収量の差を圃場管理労働力の差と判断し構成員の割増賃金としての追加支払が適当な方法です。

品目横断的経営安定対策を踏まえた集落営農組織化にあたっての経理対応方策としては、具体的な係数を用いながら詳細な説明がされました。

今後12月中旬に全国農業常道組合中央会より「手引書」が発行される計画です。